

譲渡をご検討の方へ

成功報酬 ※着手金、中間報酬等はいただきません。

譲渡対価		手数料率
	10億円以下の部分	4%
10億円超	50億円以下の部分	3%
50億円超	100億円以下の部分	2%
100億円超		1%

※最低報酬額1,000万円(税別)となります。

※組織再編やグループ再編などを伴う場合は別途手続き費用が発生する場合がございます。

(計算例)

譲渡対価
2億円の場合 × 4% = 800万円 … 最低報酬額の1,000万円(税別)が適用
14億円の場合
10億円 × 4% = 4,000万円
4億円 × 3% = 1,200万円
… 合計 5,200万円(税別)

※株式譲渡の場合は株式譲渡対価とし、事業譲渡の場合は事業譲渡対価となります。

※実質的な譲渡対価の一部とみなされる役員退職金、役員借入金の返済等は譲渡対価として計算いたします。

■上記報酬に含まれないもの

- ・ 特殊な市場調査や技術評価、経営計画作成費用
- ・ 登記費用及び公認会計士・税理士・弁護士・不動産鑑定士等の専門家費用の実費
- ・ 譲渡企業の海外事業所等訪問時の通訳費、当社及び貴社関係者の交通費、宿泊費

■別途ご相談となるもの

- ・ 関係会社や事業所を多数保有する場合
- ・ 海外に関係会社・事業所・工場を保有する場合

※ご不明点は別途お問い合わせください。

譲受をご検討の方へ

成功報酬 ※着手金、中間報酬等はいただきません。

譲受対価		手数料率
	5億円以下の部分	5%
5億円超	10億円以下の部分	4%
10億円超	50億円以下の部分	3%
50億円超	100億円以下の部分	2%
100億円超		1%

最低報酬 ※対象企業の譲渡時点の時価総資産価額に応じて変動致します。(以下参照) (税別)

時価総資産価額		最低報酬額
	5億円以下	1,000万円
5億円超	10億円以下	2,000万円
10億円超		2,500万円

(計算例)

譲受対価	1億円の場合	×	5%	=	500万円	…	最低報酬額の1,000万円(税別)が適用
	対象企業の時価総資産価額が3億円の場合	…	最低報酬額の1,000万円(税別)が適用				
	対象企業の時価総資産価額が7億円の場合	…	最低報酬額の2,000万円(税別)が適用				
譲受対価	9億円の場合						
	5億円	×	5%	=	2,500万円	… 合計 4,100万円(税別)	
	4億円	×	4%	=	1,600万円		

※ 株式譲渡の場合は株式譲受対価とし、事業譲渡の場合は事業譲受対価となります。

※ 実質的な譲受対価の一部とみなされる役員退職金、役員借入金の返済等は譲受対価として計算いたします。

※ 組織再編やグループ再編などを伴う場合は別途手続き費用が発生する場合がございます。

■上記報酬に含まれないもの

- ・ 買収監査、特殊な市場調査や技術評価、経営計画作成費用
- ・ 登記費用及び公認会計士・税理士・弁護士・不動産鑑定士等の専門家費用の実費
- ・ 譲渡企業の海外事業所等訪問時の通訳費、当社及び貴社関係者の交通費、宿泊費

■別途ご相談となるもの

- ・ 譲渡企業が関係会社や事業所を多数保有する場合
- ・ 譲渡企業が海外に関係会社・事業所・工場を保有する場合

※ご不明点は別途お問い合わせください。